

# 2009年度(第14回)日本女子ミッドアマチュアゴルフ選手権競技 競技規定

主催：財団法人 日本ゴルフ協会  
**JGA** JAPAN GOLF ASSOCIATION  
<http://www.jga.or.jp>

期 日：11月19日(木)20日(金)  
場 所：福岡雷山ゴルフ倶楽部  
〒819-1574 福岡県前原市川原 807 Tel.092-323-8181  
後 援：文部科学省  
JGA オフィシャルスポンサー：NEC

1. ゴルフ規則：日本ゴルフ協会ゴルフ規則および本競技ローカルルールを適用する。
  2. 競技委員会の裁定：競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
  3. プレーの条件：11月19日(木) 第1ラウンド 18ホール・ストロークプレー  
11月20日(金) 第2ラウンド 18ホール・ストロークプレー  
※本競技は“18ホール終了”をもって成立とし、2日間で36ホールを終了できなかった場合は競技を短縮する。
  4. タイの決定：36ホールを終わり1位がタイの場合は、即日委員会の指定するホールにおいてホールバイホールのプレーオフを行い優勝者を決定する。なお、3名以上でプレーオフが行われる場合、優勝者以外の競技者は2位タイとする。
  5. 使用球の規格：『公認球リストの条件・ゴルフ規則付I(c)1b』を適用する。(ゴルフ規則185ページ参照)
  6. 使用クラブの規格：『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付I(c)1a』を適用する。(ゴルフ規則183ページ参照)
  7. 移動：正規のラウンド中の移動について『ゴルフ規則付I(c)9移動』を適用する。(ゴルフ規則193ページ参照)
  8. キャディー：正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付I(c)3』を適用する。(ゴルフ規則187ページ参照) ※なお、プレー形式は共用のキャディーとなります。
  9. 競技終了時点：本選手権競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
  10. 参加資格：昭和54年(1979年)12月31日以前に誕生の女子(出生時)アマチュアゴルファーで、次のいずれかに該当する者に参加資格を付与する。
    - (1) 東北、中部、四国、九州 各地区連盟主催の女子アマチュア選手権の上位者(年齢条件を満たす者)と北海道、関東、関西、中国 各連盟主催の女子ミッドアマチュア選手権上位者の合計130人とし、各地区割当数は次の通りとする。

北海道	東北	関東	中部	関西	中国	四国	九州
8人	9人	42人	19人	20人	13人	7人	12人
    - (2) 日本女子ミッドアマチュアゴルフ選手権競技 過去5年間(2004~2008)の優勝者
    - (3) 2008 日本女子ミッドアマチュアゴルフ選手権競技 上位10位
    - (4) 2009 日本女子アマチュアゴルフ選手権競技 優勝者(年齢基準を満たす場合)
    - (5) 2009 日本女子シニアゴルフ選手権競技 優勝者
    - (6) 2009 全日本パブリックミッドアマチュアゴルフ選手権競技(女子部門) 優勝者および2位1名
    - (7) JGA 特別承認者注1：競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。  
注2：(1)より欠場者が生じた場合、当該地区連盟よりの繰り上げは行わない。  
注3：(2)~(6)の資格者が各地区連盟主催の女子アマチュア選手権、女子ミッドアマチュア選手権に参加し、(1)の割当数に入った場合はその割当数は(2)~(6)の資格者を含むものとする。また(1)の割当数に入らなかった場合は(2)~(6)の資格者とは別に(1)の割当数は確保される。
11. 賞：優勝者 JGA杯、文部科学大臣杯 第2位、第3位 銀皿

12. 賞 状 : 優 勝 者 文部科学大臣賞状
13. 参 加 申 込 : 参加希望者は、参加料を 5 月 25 日 (月) 以降、締切日までに、現金書留を利用して支払うこと。所定の参加申込書は現金書留に同封し、参加料と共に直接日本ゴルフ協会へ送付すること。  
(インターネット、電子メール、電話、ファックスによる参加申込みは受理しない。ただし、日本ゴルフ協会へ持参しての申し込みは可能です。)
- 送 付 先 : 〒104-0031 東京都中央区京橋 1-12-5 京橋 YS ビル 2 階  
(財) 日本ゴルフ協会 TEL.03-3566-0003
14. 申 込 締 切 日 : 11 月 4 日 (水) 午後 5 時までに JGA へ必着のこと。  
締切後の申込みは理由の如何を問わず受理しない。
15. 参 加 料 : 26,000 円 (消費税含む)  
(注) 申込締切後に参加を取り消した場合、参加料は返金しない。(参加資格を喪失し出場できなかった場合も含む)  
(注) 締切前に参加を取り消した場合、参加料は返金するが、その際にかかる手数料 (銀行振込手数料等) は申込者の負担とする。
16. 個人情報に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込みに際し、「2009 年度 (第 14 回) 日本女子ミッドアマチュアゴルフ選手権競技参加申込書」並びに「2009 年度 (第 14 回) 日本女子ミッドアマチュアゴルフ選手権競技選手プロフィール」により、(財) 日本ゴルフ協会が取得する参加申込者の個人情報を次の目的の範囲内で他に提供 (公表) することについて、予め同意することを要する。  
(1) 第 14 回日本女子ミッドアマチュアゴルフ選手権 (以下「選手権」と称する) の参加資格の審査。  
(2) 選手権の開催および運営に関する業務。これには、①参加者に対する競技関係書類 (組合せ表等) の発送、②選手権の開催に際し、選手権関係者 (報道関係者を含む) に対する参加者の氏名、生年月日、プロ・アマの別、所属 (所属クラブ、プロ選手の場合、所属企業名、学生の場合、学校名および学年)、その他選手紹介情報並びに選手権の競技結果の公表を含む。  
(3) この申込書並びに選手プロフィールによる参加者の個人情報と、その選手権における競技結果の記録の保存、並びに選手権終了後において必要に応じ、そのうち上記(2)②記載の公表事項の適宜の方法による公表。
17. 肖像権に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込みに際し、本選手権競技 (競技会場における競技に伴う前後の行事等を含む) に関して、その中継・再映・報道・広報のため、あるいは (財) 日本ゴルフ協会の目的に反しない範囲で利用するために、写真・テレビ・映画・ラジオ・その他の各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物 (適正範囲の編集に限る) にかかる競技者の肖像権 (収録物等にかかる競技者の氏名・肖像を展示・通信・放送・上映により一般に公開し、あるいは貸与し、頒布するなどして他に提供する権利) を (財) 日本ゴルフ協会に譲渡することを、予め承諾することを要する。
18. 指 定 練 習 日 : 11 月 16 日 (月)、17 日 (火)、18 日 (水) うち一人 2 日間までとする。(会員並扱い)
19. 参 加 賞 : ネームプレート

注 : アマチュア資格規則にご注意ください。参加申込みの際は自身のアマチュア資格を確認した上で申込み願います。なお、不明な点は JGA ホームページ (<http://www.jga.or.jp>) や (財) 日本ゴルフ協会発行の『ゴルフ規則 (付)アマチュア資格規則 2009』、参加申込書に付属する『2002 年度のアマチュア資格規則変更に伴う各選手権競技への参加申込上の諸注意事項』等を参照願います。

注 : 申込受付状況に関する情報は JGA ホームページ (<http://www.jga.or.jp>) や JGA 携帯サイト (<http://www.jga.or.jp/jga/mobile/>) に掲載し、逐次更新いたしますのでご確認ください。JGA 携帯サイトは下記の QR コードからもアクセスできます。

JGA 携帯サイト  
QR コード



注 : グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがあります。